

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	那智勝浦町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/forms/info/info.aspx?info_id=35498">http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/forms/info/info.aspx?info_id=35498</a>

執行機関名 那智勝浦町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて番号法別表第2主務省令で定めるもの	那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例(平成27年条例第13号)による助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例(平成27年条例第13号)による助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条、第3条	那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例(平成27年条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、もつてひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例施行規則